

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(新設)

			資料番号	45	担当課	健康増進課
法令名	難病の患者に対する医療等に関する法律第 47 条の規定に基づく過料に関する条例	根拠条項		不利益処分の種類	過料（指定難病患者等による虚偽の報告、虚偽の物件の提出等）	
<p>○難病の患者に対する医療等に関する法律第 47 条の規定に基づく過料に関する条例 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の規定による医療受給者証の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当な理由がなく、法第 35 条第 1 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>○難病の患者に対する医療等に関する法律 (報告等)</p> <p>第三十五条 都道府県は、特定医療費の支給に関して必要があると認めるときは、指定難病の患者、その保護者若しくは配偶者若しくはその患者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。</p> <p>2 第二十一条第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p>						